



A S S O C I A T I O N G U I D E



貸金業界の 自主規制機能を担う 日本貸金業協会です。

CONTENTS

シンボルマークについて	03	業務内容一覧	08
基本理念			
協会概要	04	加入について	17
主要会議体の機能と構成	05		
事務局組織図	06		
協会運営と関係組織・団体等	07		
貸金業法について			

ごあいさつ

日本貸金業協会 会長
有馬 高司



日本貸金業協会は、平成19年12月に貸金業法に基づく自主規制機関として内閣総理大臣の認可により設立され、その事業目的を、「貸金業者の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資すること」(定款第4条)としております。

この目的に沿い設立以来、資金需要者の皆さまが安心してご利用いただける貸金市場の実現を目指し、関係機関との緊密な連携のもと、業界の健全化を力強く推し進めてまいりました。

当協会の主な役割といたしましては、自主規制基本規則等を定め、協会員に法令・諸規則等を遵守させること、監査を実施し違反行為は厳正に処分すること、反社会的勢力排除を徹底すること、国家試験である貸金業務取扱主任者制度の運営全般に関すること、金融ADR制度における指定紛争解決機関として中立・公正な立場から相談・苦情に対応し、紛争解決を支援すること、多重債務問題の再発防止のために貸付自粛制度の運用や生活再建支援カウンセリングを実施すること、貸金業の現状と動向等に関する調査・研究を行い、諸施策を検討することなどであります。

また、当協会は資金需要者等の利益の保護の観点から、金融経済知識の普及・啓発のための講師派遣(出前講座)や教材開発を行ってまいりましたが、こうした取組みを一層戦略的かつ広範に推進するため、令和5年6月には大手協会員4社とともに協働事業体「金融リテラシー向上コンソーシアム」を設立いたしました。「お金でつまづかないための教育」を掲げ、関係機関・団体との連携により活動の輪を広げながら、資金需要者等の金融リテラシー向上及び金融トラブル被害防止に資する取組みを精力的に進めております。

貸金業法では、貸金業を金融市場の重要な担い手として位置付けています。当協会といたしましては、貸金業の健全な発展と国民生活の安定に寄与し、日本経済の成長に貢献できる貸金市場を実現していくため、利用者に対する金融経済教育・啓発活動の充実と相談対応の質的向上を図り、安心してサービスをご利用いただける環境を整備し、貸金業者の適正な業務運営を支援するとともに、対外的な情報発信を通じて貸金業の成長を促進してまいります。

また、ステークホルダーとの共創を通じた新たな価値の提供により当協会の存在意義を高め、すべての貸金業者の皆さまと共に力を合わせ、当協会が担う役割を果たしてまいりたいと考えております。

当協会の活動に引き続きのご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

● 日本貸金業協会のシンボルマークは 安心・信頼の目印です。

資金需要者の皆さまが安心してご利用いただけるよう、
貸金業界の自主規制機関としての役割を果たしてまいります。



日本貸金業協会のシンボルマーク

日本貸金業協会のシンボルマークは「譲葉(ゆずりは)」の花言葉“新生”をモチーフに図案化したものです。

古い葉から新しい葉に生まれ変わり、上に向かって伸びていく様子を「V」の形で表したもので、「今まで築き上げてきたものを大切にしながら新しく発展していく協会でありたい」という思いをこめています。

この協会の証であるシンボルマークが『安心・信頼の目印』としての役割を果たしています。

● 基本理念

ともに拓く安心と希望に満ちた未来を
～ 一人ひとりに寄り添う懸け橋に ～

Mission (使命・存在意義)

私たちは貸金業の健全な発展と国民生活の安定に寄与し
日本経済の成長に貢献します

Vision (将来像・目指す姿)

- ✦ 利用者への価値提供
利用者に対する金融経済教育・啓発活動の充実と
相談対応の質的向上により安心して利用できる環境を整備します
- ✦ 貸金業者への価値提供
貸金業者の適正な業務運営を支援するとともに
対外的な情報発信を通じて貸金業の成長を促進します
- ✦ 組織価値の向上
ステークホルダーと共創し革新と挑戦を続け
新たな価値を提供することにより組織の存在意義を高めます

Value (わたしたちが共有すべき価値観)

- ✦ コンプライアンスと倫理
- ✦ 中立と公正
- ✦ 誠実と共感
- ✦ 先見と革新

Credo (日々心がけること)

- 私たちは、一丸となって次の行動を実践します
- ✦ 協会職員としての自信と誇りを持ち、迅速かつ丁寧に対応します
- ✦ 自己研鑽に努め、専門性を高めます
- ✦ 改善と協働を推進し、業務の効率化および高度化に取り組みます
- ✦ 多様な価値観に敬意を払い、風通しがよく働きやすい職場風土を築きます

● 協会概要

名 称	日本貸金業協会（英文名：Japan Financial Services Association）
設 立 日	平成19年12月19日
所 在 地	〒108-0074 東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル2F・3F
電 話 番 号	03-5739-3011(代表)
相談・紛争解決窓口	0570-051-051
ホ ー ム ペ ー ジ	https://www.j-fsa.or.jp
国の指定及び認定等	指定試験機関 平成21年6月18日付で、貸金業法第24条の8第1項の規定に基づく貸金業務取扱主任者資格試験の実施に関する事務を行う「指定試験機関」として内閣総理大臣の指定を受けました。 認定個人情報保護団体 平成22年3月31日付で、個人情報の保護に関する法律第47条第1項の規定に基づく「認定個人情報保護団体」として金融庁長官から認定を受けました。 指定紛争解決機関 平成22年9月15日付で、貸金業法第41条の39第1項の規定に基づく「指定紛争解決機関」として金融庁長官から指定を受けました。 登録講習機関 貸金業法第24条の36第1項の規定に基づく「登録講習機関(有効期間3年)」として金融庁長官の登録を受けています。 (初回登録日平成22年9月30日、以降都度更新)

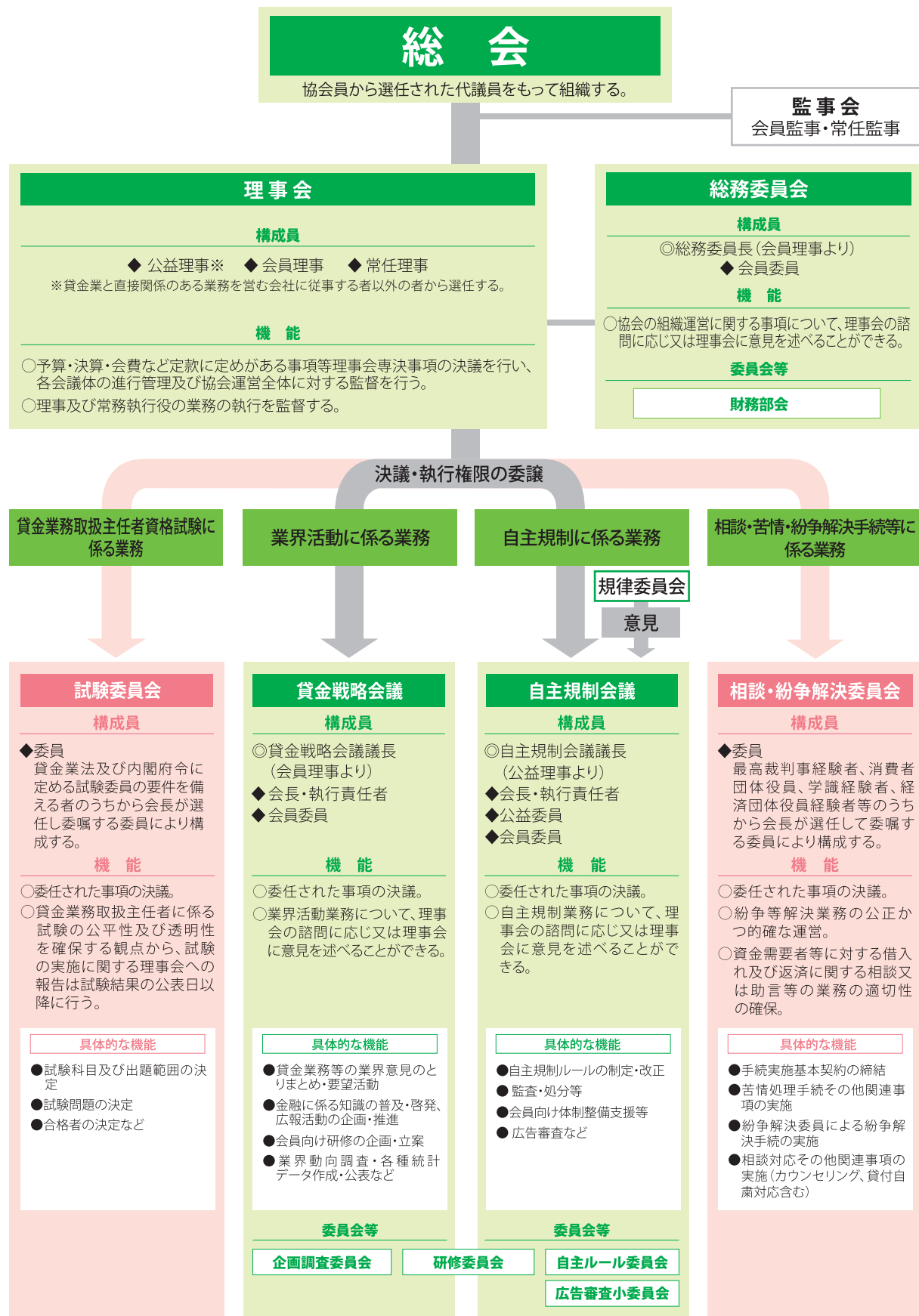
役 員 体 制		令和8年6月10日現在	
公 益 理 事	副会長(自主規制会議議長)	家森 信善 垣内 秀介 田島 優子 坪田 郁子 宮野谷 篤	神戸大学経済経営研究所 教授 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授 弁護士 公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事長 株式会社岩手銀行 取締役
会 員 理 事	副会長(貸金戦略会議議長) 副会長(総務委員会委員長)	木下 盛好 角田 典彦 青山 照久 飯盛 徹夫 片岡 龍郎 金子 良平	アコム株式会社 代表取締役会長 三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長 株式会社セゾンファンデックス 代表取締役会長 株式会社オリエントコーポレーション 取締役会長 東光商事株式会社 代表取締役会長兼社長 SMBCコンシューマーファイナンス株式会社 取締役会長
常 任 理 事	会長 副会長	有馬 高司 三浦 雅樹	
会 員 監 事		内田 隆司 大野 文彦	新生商事株式会社 代表取締役 株式会社アルクレイン 代表取締役社長
常 任 監 事		米沢 亮	

— 幅広い業態の貸金業者が加入されています —

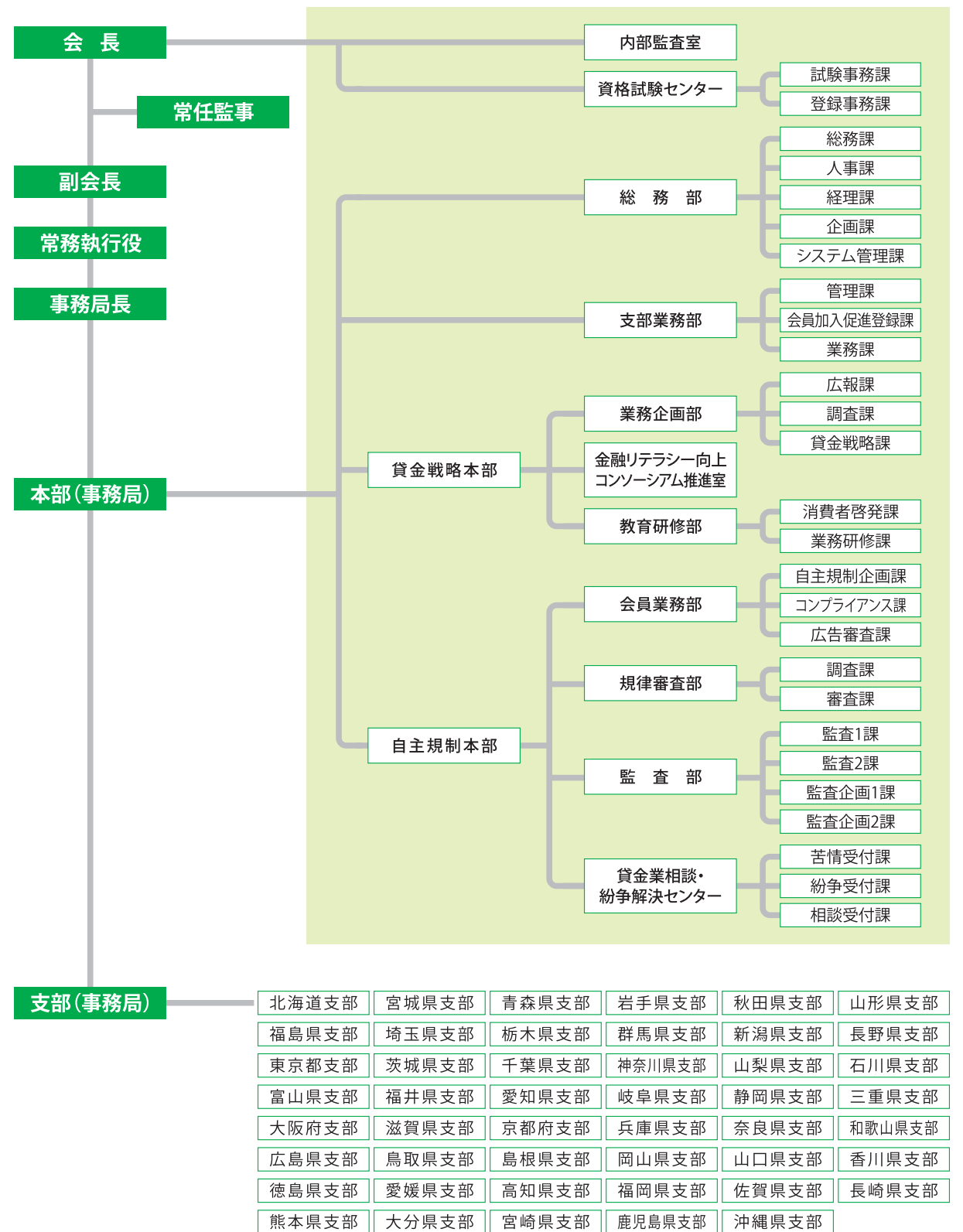
- 消費者向無担保貸金業者
- 消費者向有担保貸金業者
- 消費者向住宅向貸金業者
- 事業者向貸金業者
- 手形割引業者
- クレジットカード会社
- 信販会社
- 流通・メーカー系会社
- 建設・不動産業者
- 質屋
- リース会社
- 日賦貸金業者
- 非営利特例対象法人



● 主要会議体の機能と構成

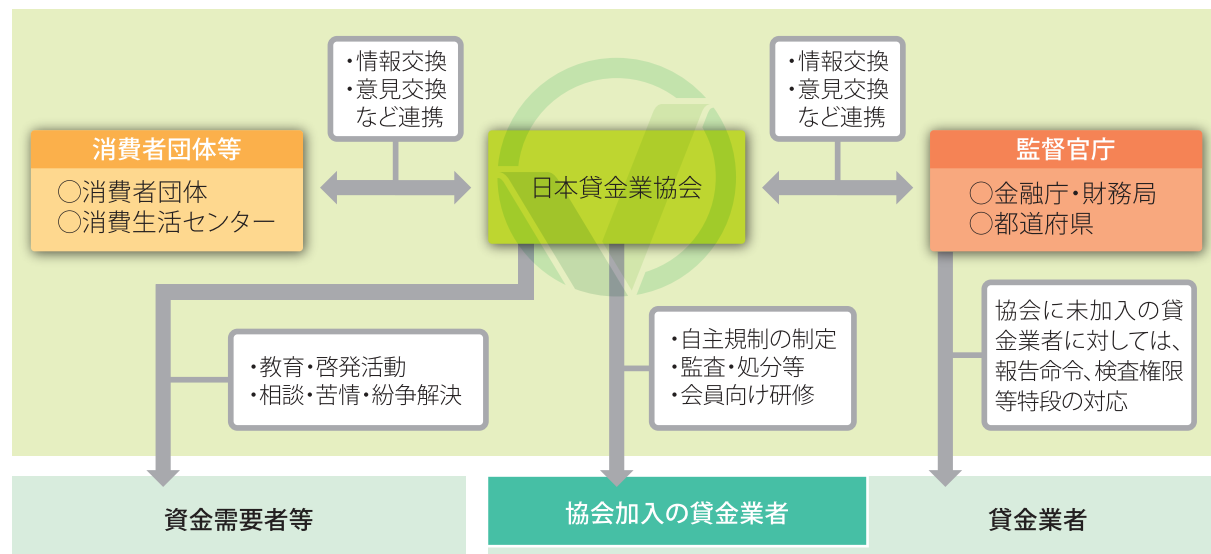


● 事務局組織図 (本部・支部)



● 関係官庁・団体等と連携を図り貸金業者への適切な指導・育成、資金需要者等への教育・啓発活動を行う体制を構築しています。

協会運営と関係組織・団体等



● 貸金業法について

貸金業法は、多重債務者問題を解決すると共に、貸金業者の業務を適正化することで資金需要者の皆さまが安心して利用することができる貸金市場を作るため従来の「貸金業規制法」が抜本的に改正され、平成18年12月20日に公布、平成22年6月18日に完全施行されました。

▼貸金業法の主なポイント

●総量規制の導入

過度な借入れから資金需要者の皆さまを守るために、年収などを基準に、その3分の1を超える貸付けが原則禁止されています(総量規制)。ただし、総量規制になじまない貸付け(「除外貸付け」)や、顧客の利益の保護に支障を生ずることがない貸付け(「例外貸付け」)については、たとえ、年収の3分の1を超えていても返済能力があると認められれば、貸金業者から借入れすることができます。

●収入を証明する書類の提出義務

個人が借入れしようとする場合において、①ある貸金業者から50万円を超えて借入れる場合、②他の貸金業者からの借入れ分も合わせて合計100万円を超えて借入れる場合、のどちらかに当てはまると、「収入を証明する書類」の提出が必要です。

●指定信用情報機関制度の創設

貸金業者が個々の借り手のリスクを精緻に把握し、借り手の返済能力を超える貸付けを防止するために指定信用情報機関制度が設けられ、貸金業者が個々の借り手の総借入残高を把握できる仕組みが整備されています。貸金業者は、個人顧客と貸付けの契約を締結した際は、氏名や貸付けた金額など、貸付けに関する情報(「個人信用情報」)を指定信用情報機関に提供しなければならないことになっています。

●上限金利の引き下げ

資金需要者の皆さまの金利負担の軽減を図るため、上限金利が引き下げられました。上限金利は、借入金額に応じて年15%~20%となっています。

日本貸金業協会の業務内容



協会の法令等 遵守態勢整備の支援



貸金業法の規定等を踏まえ、自主規制機関としてより厳しい自主規制基本規則を定めるとともに、社内規則作成支援や各種問合せ対応、さらには業務用書式等や業務支援コンテンツ、「反社会的勢力に係る情報」の提供等、協会の法令等遵守態勢整備の支援・指導を行い、また協会が出稿する広告について、事前の審査と改善指導を行っています。

社内規則の策定支援

「自主規制基本規則」第11条に則した社内態勢整備の確立を図るべく、同規則、関係法令及び監督指針等に準拠した「社内規則策定ガイドライン」を定め、協会へ提供しています。

また、業容規模等に応じた規程記載例を基に、各社の実情に合わせた社内規則の策定を支援するとともに、協会への加入を予定されている事業者に対しても、規則の策定に関する支援を実施しています。

実務に関する業務上の問題解決支援

1. 協会からの業務上の各種問合せへの対応
- 協会からの、法令等に照らした実務相談や問合せ等に対応しており、問合せ内容については、FAQ等として協会ホームページの協会専用サイトや機関紙(JFSA NEWS)等を通じて情報提供しています。
2. 業務用書式及び法定交付書類等のひな型の提供等
- 協会の業務支援として、貸金業法において交付等が義務付けられている書類を業務用書式として販売しているほか、交付、掲示、備付などが規定されている法定交付書類等を協会ホームページの協会専用サイトにおいて提供しています。

業務支援コンテンツの提供

協会に対して、法令等に照らした業務の適切性、適正性の確保を目的とし、協会ホームページの協会専用サイト内において業務支援コンテンツを提供しています。

過去に機関紙(JFSA NEWS)にて掲載した「貸金業務に関する質問と回答」をまとめて検索できるシステムや、過去に実施したパブリックコメントの掲載など、貸金業者の業務を支援する各種コンテンツを提供しています。

反社会的勢力に係る情報の提供

自主規制基本規則等において反社会的勢力による被害防止に関する社内規則策定を求めるとともに、「特定情報照会サービス」として反社会的勢力に係る情報を指定信用情報機関である株式会社日本信用情報機構(JICC)に業務委託をし、希望する協会に提供しています。

また、既存債権等の適切な事後検証態勢の支援として「特定情報フィードバックサービス」の提供を実施しています。

広告出稿事前審査と広告適正化の取組み

「自主規制基本規則」に基づき、個人向け無担保無保証貸付けを対象とした「テレビCM」「新聞広告」「雑誌広告」「電話帳広告」における事前の出稿審査を実施しています。

さらに、広告出稿審査対象の広告及びインターネット広告について、モニタリング調査に基づく指導を行っています。

また、日本民間放送連盟やJARO(日本広告審査機構)等広告関係団体及び、登録行政庁等と情報連携を図りながら、貸金業者の広告が適正に出稿されるための取組みを行っています。

承認された広告のうち、全一段相当サイズより大きい広告には、協会の証であるシンボルマーク「安心・信頼の目印」が、表示できます。

「安心・信頼の目印」

 **日本貸金業協会 会員**

監査の実施



協会が資金需要者等の皆さまからの信頼を確保するために、法令・自主規制基本規則等の遵守状況及び内部管理態勢について監査を実施しています。

監査の種類と実施状況

1. 監査の種類

一般監査	書類監査	本協会から協会に提出を求めた報告書等に基づいて行う監査
	実地監査	協会の主たる営業所及び従たる営業所等に訪問して行う監査
特別監査 (必要に応じて実施)	フォローアップ監査	協会の監査において改善報告等を求めた協会に対して行う監査
	機動的監査	監督官庁等からの要請があった協会に対して実態の調査を行う監査

・業務全般について点検を行うもの

・特定の項目について点検を行うもの

2. 実施状況

- (1) 監査計画
- その年度の監査に関してあらかじめ監査計画を作成し、協会に通知します。
 - 監査方針や監査の重点事項などを定めています。
- (2) 書類監査
- 法令等遵守状況や内部管理態勢の整備状況に関する回答を書面で求め、これを点検・評価することにより監査を実施します。
 - 書類監査は、既存協会については貸金業登録の満了日を基準に1協会あたり3年に1回の頻度で実施しています。なお、新規加入協会は加入後に実施しています。
- (3) 実地監査
- 協会の営業所に訪問し、契約書や業務帳票の現物点検、経営者や役職員へのヒアリングなどを行うことにより法令等遵守状況などを検証します。
 - 協会との双方向の対話を通じ、問題点の共有に努め、速やかな改善を求める「指導的な監査」を基本としています。

監督官庁との連携

本協会は、適切かつ効率的な監査を行う観点から監督官庁と密接な連携を図っています。具体的には、①監査手法及び監査上の留意点、②監査の結果及びその改善状況などについて意見交換等を行っています。

監査ガイドライン

自主規制機能の一つとして実施している監査の具体的内容を協会や資金需要者の皆さまに知っていただくことは、協会監査の透明性を高めるとともに貸金業界の信頼性向上に資するものと考え「監査ガイドライン」として公表しています。

協会の方々が、内部検証等に利用していただければと考えています。なお、この監査ガイドラインは本協会のホームページに掲載しています。

1. 構成

I 監査の基本事項	1.使命及び目的 2.監査の種類 3.基本原則 4.監査員の心得 5.監査関連情報の管理 6.監督当局等との連携	III 書類監査報告書等 (実施及び参考法令集)	A.定期書類監査報告書 B.法令集
II 監査の実施手続き	1.監査計画の策定等 2.書類監査の標準的実施手続き 3.実地監査の標準的実施手続き	IV 実地監査マニュアル (実地監査の手引書)	A.事業概要 B.検証基準 C.評価調査 別冊チェックリスト(主な着眼点)

2. 閲覧方法

「ホームページ」(TOP) → 「協会について」 → 「業務内容」 → 「監査ガイドライン」
(<https://www.j-fsa.or.jp/association/business/guideline.php>)

規律審査



協会の法令等違反について審査を行い、法令等遵守態勢構築のために必要な処分等の措置について決定し、それに基づく指導等の実施により再発防止に努めています。

法令等違反への対応と再発防止

1. 法令等違反に係る届出

本協会は定款に基づき、協会員に対して、法令等に違反する行為があったことを認識したときは、本協会に「法令等違反に係る届出書」を提出することを求めています。

2. 法令等違反事案に係る措置

「法令等違反に係る届出書」については、違反事案の内容とともに発生原因や正改善状況、再発防止策等の記載を求めている。届出のあった事案については、本協会の公益理事及び弁護士等で構成される規律委員会において1事案ごとに審議を行ったうえで、「自主規制会議」あるいは「理事会」を経て処分等の措置が決定される。

措置内容は、過去の措置との公平性や正改善状況等を勘案して決定されます。なお、定款に基づく処分に際しては、協会員に弁明の機会を与えることとしています。

3. 再発防止への対応

「法令等違反に係る届出書」の提出のあった協会員については、届出事案や措置内容に応じて個別に改善指導等を行うとともに、届出事案を該当条項別に集計して協会のホームページ等で周知するなど、再発防止に向けた注意喚起を行っています。



相談・苦情処理手続・紛争解決手続



貸金業界の指定紛争解決機関（金融ADR）として、相談・苦情処理手続・紛争解決手続などを中立・公正な立場で対応します。

相談

一般相談

資金需要者等から、「登録業者か確認したい」「契約内容に不明な点がある」「ヤミ金業者か教えてほしい」などの相談を受け、適切な助言を行います。

債務相談

「借金を抱え返済に困っている」「借金の整理をしたい」といった相談には、債務状況や返済能力等を把握した上で、必要な助言や、情報提供などを行います。

生活再建支援カウンセリング

家計管理の改善や、多重債務の原因となるギャンブル・買い物等の問題行動に対する改善策の検討、さらには多重債務の再発防止を目的としたカウンセリングを行います。 ※協会ホームページ (<https://www.j-fsa.or.jp>) の「家計の見直し」もご利用ください。

貸付自粛制度

資金需要者本人が、自らに浪費の習癖があることその他の理由により、自らを自粛対象者とする旨又は親族のうちの一定の範囲の者が、金銭貸付による債務者を自粛対象者とする旨を本協会に対して申告することにより、本協会がこれに対応する情報を個人信用情報機関に登録し、一定期間、当該個人信用情報機関の会員に対して提供する制度です。登録手数料等の費用はかかりません。

苦情処理手続

貸金業務等のトラブルに関して、契約者等（申立人）から貸金業者（相手方）に対する不満足の表明があった場合は、苦情としてこれを受付します。

紛争解決手続

契約者等と貸金業者との間の紛争につき、指定紛争解決機関である本協会の紛争解決委員（弁護士）が、中立・公正な立場で両当事者の交渉を仲介し、和解案を提示して和解による解決を図る制度です。

貸金業相談・紛争解決センターリーフレット



消費者啓発活動



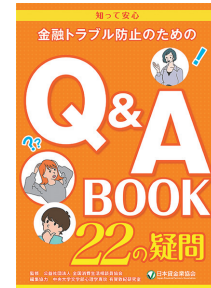
金融経済知識の普及・啓発を行い、消費者への金融リテラシー普及活動を行っています。

出前講座

家計管理や多重債務問題、ローン・クレジットの仕組み、ヤミ金融・詐欺・悪質業者による被害の事例と防止策、困ったときの相談先などの他、依頼者の要望に応じたプログラムで出前講座を実施しています。



世代別注意喚起動画
(タスク詐欺、SNS型ロマンス詐欺、サポート詐欺)



金融トラブル防止のためのQ&A BOOK

啓発資料

若年層向けの金融経済教育資料として「金融トラブル防止のためのQ&A BOOK」を作成し、無償配布しています。

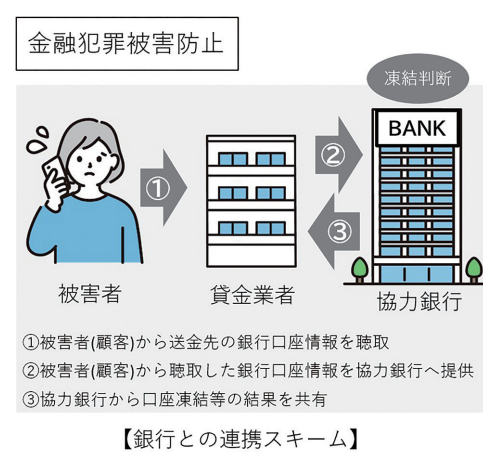
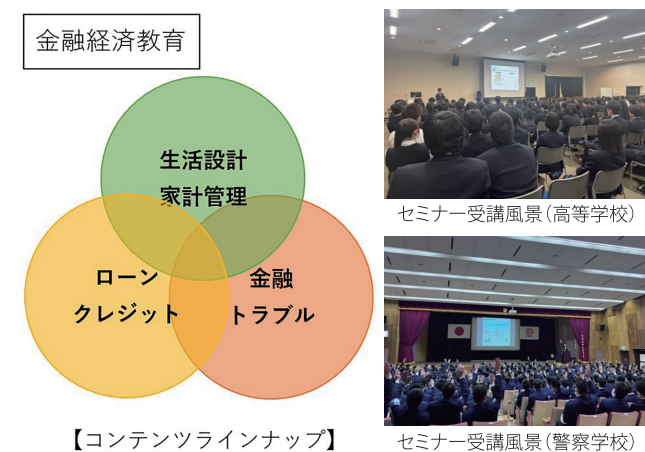
具体的な金融トラブル事例や被害防止のポイントなどをイラスト付きで解説し、利息の計算方法や困った時の相談先などの情報も載せています。

金融リテラシー向上コンソーシアム

当協会は令和5年6月、大手協会4社とともに協働事業体「金融リテラシー向上コンソーシアム」を設立しました。「お金でつまづかないための教育」を掲げ、関係機関・団体との連携や新規会員の加入等により活動の輪を広げながら、資金需要者等の金融リテラシー向上及び金融犯罪被害防止に資する取組みを進めています。

金融経済教育の受講者の多くは高校生、専門学生などの若年層であり、令和6年度には、ついに年間受講者数10,000人を突破しました。さらに職域セミナーや警察学校生向けセミナーなど、若年層以外にも幅広い対象に向けて実施しています。より受講者のニーズに合わせた内容にすべく、J-FLEC(金融経済教育推進機構)や、各都道府県の警察本部と協働し、質の高い金融経済教育セミナーの提供を進めています。

また、金融犯罪防止を目的として、令和6年9月より大手協会4社とネット銀行を中心とした協力銀行13行が連携し、金融犯罪に使用された銀行口座を凍結する取組みを開始しました。金融リテラシー向上コンソーシアムでは社会課題の解決に向け、これからも活動を推進していきます。



研修の実施



多様な協会のニーズに適切に対応しつつ、時宜にかなった研修を提供することにより、貸金業に携わる者の質的充実を図り、もって資金需要者からの信頼を高め、業界の健全な発展を促進しています。

研修会

貸金実務に影響する法令等の制定・改正等の関連情報を迅速に提供する「コンプライアンス研修会」と、協会のニーズに即した情報を提供する「テーマ別研修会」を開催しています。

動画配信

弁護士や有識者の講義をオンデマンド配信するサービス「JFSAオンデマンド研修」を協会に無料で提供しています。配信している動画は、協会が独自に企画・制作したもので、法令改正に関するものや、質の高い企業活動を継続するために必要な情報など、企業経営に役立つ講義をラインナップ。協会員はいつでも好きな時間に何回でも視聴できます。

eラーニング

貸金実務を適正に行うにあたって習得が必要な法令等を学習するeラーニング研修サービス「どこでもJFSAスタディ」を協会に無料で提供しています。電子版の専用テキストと学習の理解度を測定する理解度テストで構成されており、社員に対する研修ツールとして多くの協会員に利用されています。

●講座のラインナップ

- ・基礎講座／貸金業の基礎実務
- ・重点講座／コンプライアンス編・貸付業務編・債権管理業務編
- ・個別講座／個人情報の保護と利用・犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認の実施等

広報・調査研究



広報活動や貸金業の現状に関する調査研究等を行い、資金需要者等の利益の保護と、貸金業の健全な発展に貢献します。

広報活動

当協会の活動や貸金業界の健全化状況、貸金業が国民経済に果たす役割などを広報し、業界の社会的評価の向上と協会の認知度向上を図っています。

●主な広報活動

- ・報道対応(取材対応、記者会見の開催等)
- ・ニュースリリースの配信
- ・広報誌「JFSA」の刊行
- ・協会向け機関紙「JFSA NEWS」の刊行
- ・広報資料の作成
- ・協会ホームページを通じた情報発信
- ・協会公式XやYouTubeを通じた情報発信

貸金業の現状に関する調査研究

貸金業が国民経済に果たす役割を踏まえ、その現状と動向などについて、自主規制機関として中立・公正な視点での調査・研究を実施し、「資金需要者等の利益の保護」と「貸金業の健全な発展」を目的とした諸施策の検討などを行っています。

●主な調査報告

- ・月次実態調査
- ・資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査結果
- ・貸金業者の経営実態等に関する調査結果

行政協力事務

～貸金業に関する行政窓口の役割～



協会は貸金業者が登録先の行政に提出する届出書等の受付を行う等、貸金業に関する行政窓口の役割を担っています。

貸金業に関する行政窓口

協会では貸金業法第41条の8に基づき、財務局や47都道府県と協定を締結し、貸金業に関する登録申請や届出に関する受付を行い、貸金業者に法令上求められている届出が適切になされるよう行政に協力（「行政協力事務」といいます。）しています。

協会員に対しては、協会ホームページの中に協会員専用サイトを設け、その中で、届出書等の様式のダウンロードサービスを行うとともに担当者がより簡単に作成できるよう、手引書や記入例等を掲載し、事務負担の軽減を図っています。

ダウンロードサービスを行っている届出書等の様式

- 貸金業者登録申請書・届出書用紙
- 事業報告書
- 業務報告書

貸金業務取扱主任者業務 資格試験・登録講習・主任者登録



日本貸金業協会は、貸金業務取扱主任者に係る資格試験、登録講習、主任者登録を実施しています。

貸金業務取扱主任者制度とは

平成15年8月に創設された貸金業務取扱主任者の制度は、改正貸金業法が完全施行された平成22年6月から、国家資格である貸金業務取扱主任者の資格試験に合格し登録を完了した貸金業務取扱主任者を、法令で定める数、貸金業者の営業所または事務所ごとに配置し、他の従事者に対する助言・指導等を通じて、貸金業者の法令遵守の徹底を図る制度へと改正されました。また、貸金業者は、貸金業務取扱主任者がこうした助言や指導の職務を適切に遂行できるよう必要な配慮をしなければならないことが定められています。

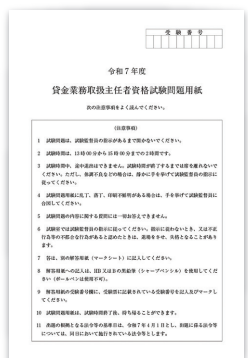
貸金業務取扱主任者 資格試験

資格試験は、貸金業法第24条の8の規定に基づき内閣総理大臣の指定を受けた指定試験機関として毎年11月に全国17の試験地で開催しています。

平成21年度から令和7年度までに合計20回実施しました。

※過去の試験結果（出題問題・正答含む。）は協会ホームページに掲載しています。

また、受験者が自身の受験結果の詳細について、ネット経由で無料で開示請求できるサービスを実施しています。



登録講習

登録講習は、貸金業法第24条の25第2項の規定に基づき行われるもので、同法第24条の36の登録を受け当協会が登録講習機関として実施しています。

資格試験に合格した方が主任者登録を受けようとするときは、合格した日から1年以内の場合を除き、登録申請の日前6か月以内に行われる登録講習を受講しなければなりません。また、主任者登録は3年ごとに更新を受ける必要があり、登録の更新には登録講習の受講が義務化されています。

主任者活動支援のため、令和元年度に「貸金業務取扱主任者Library」として電子書籍の提供を開始し、令和2年度から非対面型のeラーニング講習を実施しています。

※令和8年3月末現在の実施状況 修了者数(累計)118,540人



主任者登録

主任者登録に関する事務は、貸金業法第24条の33の規定に基づき金融庁長官の委任を受けた当協会が行っています。貸金業務取扱主任者になるためには、資格試験に合格し、主任者登録の申請を行う必要があります。登録申請の受理から登録完了まで一定の期間を要するため、手続に関する注意喚起を行っています。

また、登録が完了した主任者に対し、マイページから各種変更手続ができるサービスを提供しています。

※令和8年3月末現在の登録済主任者数26,826人



貸金業の健全化と発展に向けて 未加入業者に協会加入を勧めています

日本貸金業協会は、資金需要者等に安心してご利用いただける貸金業界を目指し、協会未加入の貸金業者に対して協会加入を勧めています。貸金業者が法令の求める法令遵守態勢を独自に整備していくことは、専門的知識が必要な上、時間と労力も要し決して容易なことではありません。未加入業者においては協会の業務支援を受け、早期に必要な法令遵守態勢を整備することが望まれます。

すべての貸金業者が協会に加入し、自主規制機能を発揮し、法令遵守態勢が確立されることで貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護が図られることが社会的に期待されています。

協会のシンボルマークが業界の安心と信頼の目印として広く社会に認知されるように様々な事業活動を行って参ります。ぜひ協会への入会をご検討ください。

これから貸金業登録をされる方等へ
支援制度を設けています。

支援制度のご案内

協会は貸金業を新たに始めるため貸金業の登録申請を行うことを考えている方や、登録の更新申請を行おうとしている協会未加入の貸金業者に対して、法令に則った登録申請手続きが円滑にできるよう、協会加入を前提とした支援制度を設けています。

- 支援内容
- ①社内規則作成の相談・支援（規程記載例の提供）
 - ②登録申請書類の作成に関する支援

支援制度や協会加入に関する
窓口を設けています。

支援制度・加入申請に関する窓口

問合せ・連絡先

〒108-0074 東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル
日本貸金業協会 支部業務部 会員加入促進登録課
TEL.03-5739-3012 FAX.03-5739-3026
受付時間 9:30～17:30(土・日・祝休日・年末年始を除く)

日本貸金業協会ホームページ

<https://www.j-fsa.or.jp>
「入会のご案内」から加入申請書類をダウンロードできます。

協会では加入をより一層魅力的なものとするため、
協会員サービスの充実に積極的に取り組んでいます。

協会員に対して提供しているサービス・支援

項目	内容
コンプライアンス態勢整備の支援 ＜関連ページ P9＞	①関係法令や監督指針等に対応した社内規則の策定に係る支援を受けることができます。 ②法令等に照らし合わせた実務上の各種相談や、行政等からの各種情報を受けることができます。 ③貸金業法において交付・掲示・備付けなどが求められる業務用書式等の購入ができるほか、協会員専用サイトにおいてひな型等も入手することができます。
特定情報照会サービスの提供 ＜関連ページ P9＞	①反社会的勢力による被害の防止態勢整備の支援として、協会が指定信用情報機関である株式会社日本信用情報機構に業務委託し、反社情報の照会を可能とする「特定情報照会サービス」の提供を受けることができます。
広告審査による支援・指導 ＜関連ページ P9＞	①個人向け無担保無保証の貸付に関する広告（新聞、雑誌、電話帳、テレビCM）を掲載する場合、協会の事前審査による支援・指導を受けることができます。 ②自社の広告に、安心・信頼の目印である「協会シンボルマーク」が使用できます。
監査による指導・支援 ＜関連ページ P10＞	①法令等遵守状況及び内部管理態勢に関する協会員への書類監査・実地監査を通じて、資金需要者等からの信頼を確保するためのきめ細やかな業務上の指導及び支援を受けることができます。
法令諸規則の研修支援 ＜関連ページ P14＞	①貸金実務に影響する法令等の制定・改正等の情報を提供する「コンプライアンス研修会」や、協会のニーズに即した情報を提供する「テーマ別研修会」を無料で受講することができます。 ②弁護士や有識者の講義をオンデマンド配信するサービス「JFSAオンデマンド研修」を無料で利用することができます。 ③貸金実務を適正に行うにあたって習得が必要な法令等を学習するeラーニング研修サービス「どこでもJFSAスタディ」を無料で利用することができます。
業界・業務関連情報の提供 ＜関連ページ P14＞	①協会の機関紙「JFSA NEWS」を毎月、広報誌「JFSA」を年2回刊行し、法令等改正に伴う業務上の留意点など業務に有用な情報や、協会活動状況など、最新の業界情報を知ることができます。 ②「JFSA NEWS」は、協会員専用サイトでバックナンバーをいつでも閲覧できます。 ③貸金業法をはじめとする貸金業関連の主要な法令等を1冊に収録した「貸金業関連法令集」が特別価格で購入できます。
行政に提出する書類の事前確認 ＜関連ページ P15＞	①協会では、各都道府県支部において、貸金業者が登録行政庁へ提出する登録申請書、変更届出書、開始等届出書、事業報告書、業務報告書などについて、協会員を中心とした受付の委託事務を行っています。この委託事務では、申請書類の事前確認や不備の補正などを行っています。
協会員専用サイトの利用 ＜関連ページ P9、15＞	①ID・パスワードにより協会員だけが閲覧可能な「協会員専用サイト」を利用することができます。 ②行政に提出する申請書・届出書・報告書等の様式や記載例等の手引きがダウンロードできます。 ③「貸金業務に関する質問と回答」など、実務に必要な情報を取得できる各種業務支援コンテンツを提供しています。
指定紛争解決機関の負担金免除 ＜関連ページ P12＞	①貸金業者は、法律により指定紛争解決機関（金融ADR）との手続実施基本契約を締結することが義務付けられています。これに伴う年額10万円の負担額が免除されます。



日本貸金業協会
Japan Financial Services Association

<https://www.j-fsa.or.jp>



〒108-0074
東京都港区高輪三丁目19番15号
二葉高輪ビル



「若年者の金融トラブル
防止のために」ページ



本部：総務部	(協会の総務・人事・経理、ホームページID・パスワード、事業計画・立案、予算管理、部門間調整に関すること)	TEL.03-5739-3011
支部業務部	(協会加入・退会、会費、支部運営、業務用書式の販売に関すること)	TEL.03-5739-3012
業務企画部	(調査研究、広報、建議要望、マスコミ対応に関すること)	TEL.03-5739-3013
金融リテラシー向上 コンソーシアム推進室	(金融リテラシー向上コンソーシアムの推進支援に関すること)	TEL.03-5739-3016
教育研修部	(消費者啓発、金融経済教育、業務研修に関すること)	TEL.03-5739-3018
会員業務部	(自主規制、業務に関する相談) (広告審査に関すること) (利用協会員に対する特定情報等の提供に関すること)	TEL.03-5739-3014 TEL.03-5739-3254 TEL.03-5739-3017
規律審査部	(法令等違反の届出に関すること)	TEL.03-5739-3034
監査部	(協会員の監査に関すること)	TEL.03-5739-3015
貸金業相談・紛争解決センター	(資金需要者等からの相談・苦情処理手続・紛争解決手続に関すること)	TEL.03-5739-3861

支部：(貸金業登録の申請、届出、その他の受付代行業務に関すること)

※各支部の住所、電話番号については協会ホームページまたは上記「総務部」までお問合せください。また、業務内容を一部変更している支部もございますので、詳細は支部に直接お問合せください。

資格試験に関するお問合せ窓口 TEL.03-5739-3867
主任者登録に関するお問合せ窓口 TEL.03-5739-3330
登録講習に関するお問合せ窓口 TEL.03-6450-3023

9時30分～12時 13時～17時30分
(土・日・祝休日・年末年始を除く)

相談・苦情処理手続・紛争解決手続
受付窓口

0570-051-051

中立・公正な立場から解決を支援します。

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝休日・年末年始を除く)

日本貸金業協会 ソーシャルメディアアカウント



X
日本貸金業協会
(@JFSA_official)



YouTube
【公式】JFSAチャンネル
(@jfsa6929)

